

知っておきたいクーリング・オフ

○クーリング・オフとは

特定商取引法により訪問販売等で契約した場合、契約してから一定期間以内であれば無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

○クーリング・オフのやり方

ハガキ等の書面で解除の意思を販売会社に通知します。 クレジット契約をした場合、クレジット会社へも出します。

○クーリング・オフできる期間は

契約書を受け取った日を1日目として数えます。

訪問販売.....8日

電話勧誘販売.....8日

連鎖販売取引(マルチ商法).....20日

特定継続的役務提供(エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、
パソコン教室、結婚相手紹介サービス).....8日

業務提供誘引販売取引(内職、モニター商法).....20日

○クーリング・オフすると

支払った代金は全額返金され、今後も払う必要はありません。違約金等を請求されても、一切支払う必要はありません。商品を受けとっていたら販売会社に商品の引き取りを請求できます。

○注意

通信販売ではクーリング・オフできません。また、訪問販売、電話勧誘販売でも一部クーリング・オフできない商品があります

クーリング・オフの通知は必ず書面で！

ハガキ(必ず簡易書留又は配達記録郵便で) (記入例)

契約解除通知書	
契約年月日	平成〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金	〇〇〇〇〇円
販売会社名	〇〇〇〇〇
担当者名	〇〇〇〇〇
右の契約を解除します。 なお、支払済の金〇〇〇円を返金し商品を引き取って下さい。	
平成〇〇年〇月〇日	
住所(〒)	
氏名	
印	

郵便はがき	
〒□□□□□□	
所在地	〇〇〇〇
株式会社	〇〇〇〇〇〇御中
消印	
↓	
クーリング・オフ期間(8日) 又は20日)内の消印有効	

注意:ハガキの場合、自宅用に必ず両面ともコピー をとっておきます。